

用いて、海外で比較的使用頻度の高い186農薬についてバリデートを取るために、11農作物について検査を実施した。その結果を回収率によるグループ分けを行い、一覧表の作成を行った。

次に現在厚生労働省の輸入食品監視業務にある違反事例について目的別(国別・違反項目等)の一覧表を監視指導に役立てるため、前回提案した形式で作成したが、実際に作成した表に関して、意見を聞き、さらに実際に使用してみると、一番使用したい品名での絞込みが出来ないという意見も多く聞かれた。これにより国別、違反項目別に作成されたものについては、公開するデータとしては不十分なものであると判断された。そこで、作業量は増えるが、キーワードを独自に作成してエクセルのフィルターで絞込みを掛ける方式で、試行してみた。

その結果、前回提案した国別、違反項目別にそれぞれの一覧表よりはるかに使用しやすいものであることがわかった。さらに月単位での作成を行ったが、17年度については、厚生労働省のホームページに掲載されているものの形式が1年間変更されていなかったため、1年分とすることにした。

C. 研究結果および考察

1. 残留物質の品目別薬剤別データについて

現在検疫所で、残留農薬、動物性医薬品の検査を実施している。来年度の5月から施行される、ポジティブリストに向けて現在検討中であるが、現在のところまで11農産物について186農薬のバリデーションが検討を終了している。その結果について一覧表を策定して発信することで、各機関か

らの意見や、疑問点などが出来る場があれば、今後の検討していく中でも有効に活用が出来ると思われる。この策定に当たっては、以下にその手順及び記載方法について述べる。

添加量：農作物に対して0.1・g/mLとしてn=3の平均値とした。

各農作物の回収率について

- ①回収率が取れたものを「○」：50-150%。
- ②一部問題があるが何とかこの方法で分析が可能なもの「△」：30-50%。
- ③別の検査方法で検討が必要なもの「×」：30%未満。

以上大きく3段階に分類を行い掲載した。なお、一覧表中に各農産物個別の回収率についても同様の記載方法で個別のデータを掲載した。

- ④食品マトリックスの影響で正確な定量困難なものについては：「-」と記載した

今回の試験方法は図1、2に示した。また、添加回収試験の結果についても示した。

(表1から3を参照)

2. 輸入食品違反事例

昨年提案した輸入食品の違反事例について月単位で、国別、違反項目別に策定した。これについて、検証した結果、やはり品目別に絞り込めないのでは、使い勝手に問題があるために、再度表計算ソフトであるエクセルの機能を用いて検討を行った。その結果として、ダウンロードしたデータを加工したのみでは、表計算ソフトの機能を充分出せないばかりでなく、一覧表で見ると時間もかかり効率の面から見ても問題が多いことが判明した。併せて、品名での検索が必要不可欠であることが認められた。

これは、品目名が、現在検疫所に提出される、形式で記載していることから、表計算ソフトでの絞り込み(フィルター)を行うにも不都合であった。また、違反項目による絞り込みについても成分規格や使用基準という一般名でくくってあるために、その後に記載してある項目での絞り込みが簡単に出来ない。さらに、添加物などでは、数値も記載があることから品目同様に絞り込みが難しい。これにより、品名と違反項目については、それぞれ、キーワードの策定が必要であると判断した。

そこで、それぞれにキーワードの策定について検討した。

まず、現在厚生労働省の輸入食品監視業務にある違反事例について目的別に使いやすくということ、前回提案をして作成してきたところであったが、実際に作成してみると、一番使用したい品名での絞り込みが出来ない、国別、違反項目別に作成したが何れも今回目的から程遠いものであることがわかった。そこで、作業量は増えるが、キーワードを独自に作成してエクセルのフィ

ルターで絞り込みを掛ける方式で、試行した。その結果、前回提案した国別、違反項目別にそれぞれの一覧表よりはるかに使用しやすいものであることがわかった。そこで、一番重要なキーワードである品目と違反項目にキーワードを決めて挿入し、フィルターで必要なものを選択できるようにした。このためにキーワードを設定する必要が生じた。キーワードについては当初、FAINS(輸入食品監視支援システム)で使用している品目の大分類を使用することで入力してみたが、届出の貨物の種類と違反項目の品目では、大きな相違点があり、あまり使いやすいものではないため、再度検討して前述の大分類は考慮しつつ、違反の実情に合わせた項目をキーワードとした。そのために、科学的な分類でない部分も生じたが、当面以下のキーワードで作成することとした。

品目キーワード

分類に当たって原則は、輸入食品の届出コードを基に、冷凍食品など農産食品や魚介類など複数の分類にまたがるようなものについては、その分類を新たに設定することとして作成した。(キーワード及び解説は表4 参照)

表—4. 品目キーワード表

	品目キーワード	解説
1	飲料	全ての飲料
2	菓子	スナックなども含む
3	器具・おもちゃ	器具、容器包装及びおもちゃ
4	穀類	ナッツを除く豆類、穀類を含む(冷凍食品を除く)
5	水産	海草、魚介類など全ての水産物およびその加工品(冷凍食品を除く)
6	その他の食品	他の品目に該当しないもの(冷凍食品を除く)
7	畜産	食肉、食肉製品、ハチミツ等(冷凍食品を除く)
8	添加物	指定・既存添加物
9	ナッツ	ナッツ類
10	農産	穀類、野菜、果実を除いた農産物及びその加工品(冷凍食品を除く)
11	野菜・果実類	野菜、果実(冷凍食品を除く)
12	冷凍食品	畜産、水産、農産など全ての冷凍食品

昇順:あいうえお順

違反項目キーワード

違反項目のキーワードについては、大きな分類でキーワードを策定したが、違反の件数で多い保存料や二酸化硫黄については、添加物名及び物質名でのキーワードとした。

(違反項目のキーワード及び解説は表 5 参照)

以上検討結果を基に平成 17 年度 1 年分の違反情報について表の作成を行った。(表 6 参照)

表—5. 違反項目キーワード表

	項目キーワード	解説
1	規格・製造	製造基準のほか、添加物以外の規格に適合しないもの等
2	細菌	一般生菌数、大腸菌群、E.coli、リステリア、サルモネラ等
3	材質等	器具、容器包装、おもちゃの規格を含む
4	残留農薬	残留農薬の基準値を超えるもの
5	自然毒	アフラトキシン、パツリン、テロドトキシン等
6	使用基準	許可添加物の過量残存、対象外使用
7	添加物	指定外添加物
8	添加物・使用基準	指定外添加物及び許可添加物の対象外使用等の複合
9	添加物・二酸化硫黄	指定外添加物及び二酸化硫黄の過量残存等の複合
10	動物用医薬品	抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
11	毒魚	官能検査での異種ふぐ、等の混入
12	二酸化硫黄	二酸化硫黄で基準値を超えるもの等
13	腐敗等	水濡れ等の腐敗変敗及び、カビの発生等
14	放射性物質	放射性物質CS137が370ベクレルを超えるもの

昇順:あいうえお順

D. 結論

今回の作業を終えて、現在問題となっているポジティブリストに焦点を当てたこと。これについては、この検査法や、回収率について、各都道府県等の検査担当者から質問等が出てくることが予測される。また、ポジティブリスト制を施行するまでには、残る 200 項目以上のバリデーションを実施しなくてはならないために、現在も添加回収試験の検討を続けているために今後もデータがまとまり次第発信していく予定である。

また、違反事例について継続しながら、

月単位で発信していく予定である。

また、今回のテーマに沿って当課と保健所との交流を実施してみた。その結果、検査所が、残留農薬、添加物と言った点に焦点が当たっているのに対して、保健所は、食中毒が大きな比重を占めている。また、消費者に対する説明会などが、検査所とは、大きく異なっているように感じられた。食中毒の観点からすると、輸入食品においても食品衛生法 12 条違反(規格基準不適合)が最も多くそのうちの約 3 割が、微生物を原因とした違反である。これは前述した検査所が目を向けている残留農薬、食品添加

物といったことと違反の状況からすると矛盾してくる。ただし、保健所と異なり、モニタリング検査以外の検査については、流通されていないために、微生物の違反がそのまま、食中毒に結びつく事例が少ないと言える。さらに、モニタリング検査の貨物についても輸入者が、検疫所での結果判明までの時間が比較的短期間(1週間)であることから、結果判明まで貨物の流通を止めている事例が増えていることもその要因であろうと推測される。しかし、あくまでも自主的な措置であるために、食中毒が起らないとは限らない。平成15年の食品衛生法の改正から、輸入者を含めて責任の所在が以前にも増して明確になったことから、違反の出た貨物については、その原因調査の提出を求めているところである。しかし、原因調査の結果を見ると本質を突いた原因究明がなかなか出来ないのも事実である。特に、微生物においては、違反の根拠となる実態が、添加物の使用などに比べて希薄であるために調査結果を受け入れ、輸入者を通しての指導にとどまっているのが現実である。そこで、今回、現在検疫所では、大腸菌群、大腸菌の検査について、検出された場合には、菌の検出が確認された後に、簡易同定キットを用いて型別判定を行うことにより大きく4つの分類に分けることが出来る。この結果を元に、監視課で指導を行うことで、一つの大きな指標となり、輸入者にこの結果を伝えることで、より安全な食品の輸入につなげることが出来る可能性が高まる。また、現在輸入者へ対しての原因究明報告についても、検査結果と照合することで、輸入者が現地への指導にも利用できることが期待できる。今回のこの研

究の中の「急性胃腸炎疾患の実被害数推定のための情報収集体制の構築とパイロットスタディー」においても国内での調査からも大腸菌の検出が多く見られる結果もあり、国内監視との糸口になればと思われる。保健所とのデータ共有については、疑義照会事例が大きく関与されると思われるがその開示方法や内容についてさらに検討を加える必要があると思われる。また、全国13検疫所のうち、12検疫所の窓口に設置されている相談室について、どのようなことをしているのかを明確に保健所へ伝え、その活用法さらには連携が図れるかを検討したい。このことから、次年度については、早急に検疫所での相談業務の手順について提示することで、少しでも保健所との連携を図ることで少しでも国の内外での食品監視の溝を埋めることが出来るかを検討したい。

^{*1} :平成14年度 厚生労働科学研究「中国産野菜等輸入食品の残留物質一斉分析法開発に関する研究」 外海 泰秀 ほか

^{*2} :平成9年4月8日衛化第43号「残留農薬迅速分析法の利用について」による

参考文献

- 1) 食品衛生小六法 平成18年度版 食品衛生研究会
- 2) 平成14年度 厚生労働科学研究「中国産野菜等輸入食品の残留物質一斉分析法の開発に関する研究」外海 泰秀 ほか
- 3) Y.Hirahara, M.Kimura, T.Inoue, S.Uchikawa, S.otani, A.Haganuma, N.Matsumoto, A.Hirata, S.Maruyama,

T.Iizuka, M.Ukyo, M.Ota, H.Hirose,
S.Suzuki, Y.Uchida: Validation of
multiresidue screening methods for the
determination of 186 pesticides in 11

agricultural products using gas
chromatography (GC), J. Health Sci.,
51(5), 617-627 (2005).

図1. 検疫所における平成17年度残留農薬モニタリングの野菜・果実及び穀類・種実類スクリーニング検査法

野菜・果実類

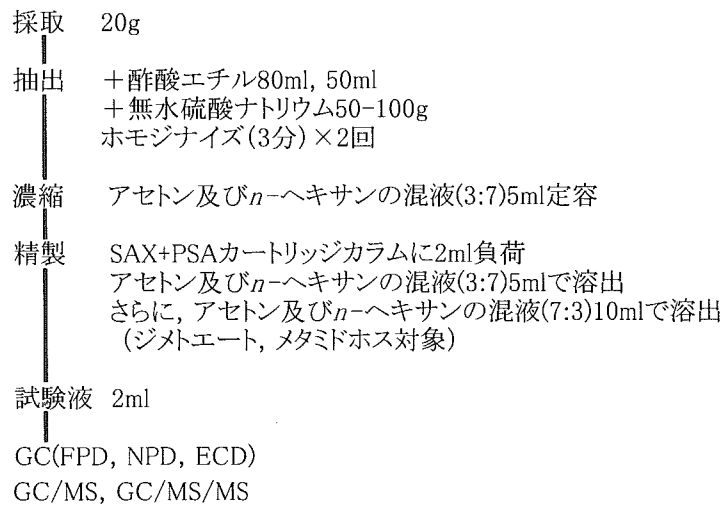


図2. 検疫所における平成17年度残留農薬モニタリングの野菜・果実及び穀類・種実類スクリーニング検査法

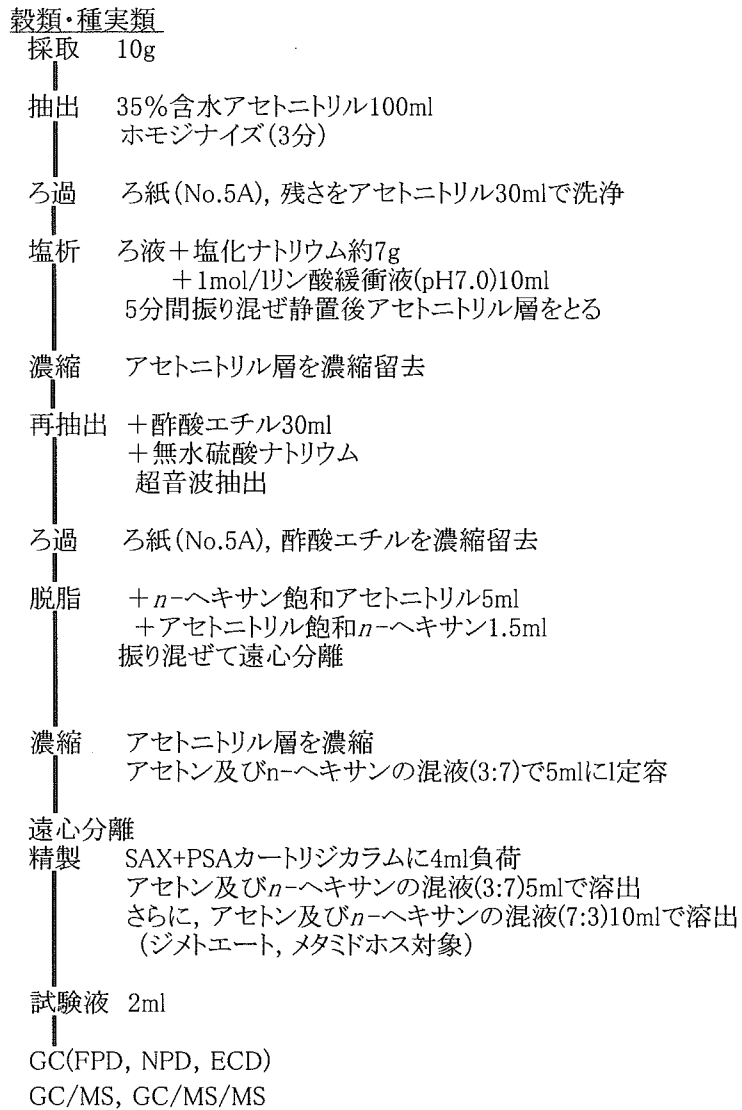


表1-1. 全ての農作物の添加回収が50から150%のもの

全ての農作物が50-150%	ブロッコリー	オレンジ	アスパラガス	ニンジン	ホウレンソウ	ゴボウ	マツタケ	カリフラワー	大豆	ごま	キビ
Acetochlor	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Alachlor	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Allethrin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Allidochlor	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Ametryn	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Anilofos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Atrazine	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Azaconazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Azinphos-methyl	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
Azoxystrobin	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
Benalaxyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Bendiocarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
Benfuracarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
Benoxacor	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
Bromobutide	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Bromophos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Bromopropylate	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Bupirimate	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Buprofezin	-	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○
Butafenacil	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cafenstrole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
Carfentrazone-ethyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Chlorbenzilate	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
sis-Chlordane	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
trans-Chlordane	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Chlorpropham	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Chlorthal-dimethyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Clodinafop-propargyl	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Clomazone	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Clomeprop	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cloquintocet-mexyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cyanazine	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cyflufenamid	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cyhalofop-butyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cyprodinil	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Diclobutrazol	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
Diclofop-methyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dicloran	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dicofol	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
Diethofencarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Difenoconazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dimepiperate	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dimethametryn	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dimethenamid	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dimethipin	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
Diphenamid	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Diphenylamine	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Dithiopyr	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
α-Endosulfan	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
β-Endosulfan	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Ethalfuralin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Etobenzanide	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Etoxazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fenamiphos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fenarimol	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
Fenchlorphos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fenothiocarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fenoxanil	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
Fenoxycarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fipronil	-	---	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Flamprop-methyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fluacrypyrim	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Flufenoxuron	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Flumiclorac-pentyl	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
Flumioxazin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
Fluquinconazole	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
Flusilazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Flutolanil	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Fthalide	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Furathiocarb	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
Furilazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Hexythiazox	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
Indoxacarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
Iprovalicarb	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
Isoprothiolane	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○

表1-2

全ての農作物が50-150%	ブロッコリー	オレンジ	アスパラガス	ニンジン	ホウレンソウ	ゴボウ	マツタケ	カリフラワー	大豆	ごま	キビ
Lactofen	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Metalaxyl	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
Metolachlor	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Metominostrobin(Z)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Mevinphos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Molinate	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Napropamide	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Nitrothal-isopropyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Oxadiazon	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Oxyfluorfen	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Paclobutrazol	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Penconazol	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pencycuron	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Phosphamidon	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Picolinafen	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Piperophos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pretilachlor	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Prochloraz	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-
Promecarb	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
Prometryn	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Propachlor	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Propham	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Propiconazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Propoxur	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
Propyzamide	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyraflufen-ethyl	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyrazophos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyributicarb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyridaben	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyridafenthion	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○
Pyrimidifen	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyriminobac-methyl(E)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Pyriminobac-methyl(Z)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Quinoclamine(CAN)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Quinoxifen	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Quintozene	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Simazine	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Simeconazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Tebuconazole	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Tecnazene	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Terbacil	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-
Terbufos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Terbutryn	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
Tetraconazole	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
Tetradifon	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Thiazopyr	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Thifluzamide	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Triadimefon	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
Triadimenol	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Tri-allate	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Tribuphos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Trifloxystrobin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Trifluralin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Uniconazole P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Vinclozolin	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
XMC(Macbal)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表2. 一部の農作物の添加回収が30から50%のもの

一部の農作物が30-50%	ブロッコリー	オレンジ	アスパラガス	ニンジン	ホウレンソウ	ゴボウ	マツタケ	カリフラワー	大豆	ごま	キビ
EPTC	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	○
Amitraz	○	×	×	○	○	○	△	×	×	○	-
Azamethiphos	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
Bitertanol	○	○	○	○	○	-	-	○	△	-	-
Bromacil	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×
Captan	○	△	○	○	△	○	○	○	△	○	○
Carbosulfan	△	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△
Chlorfluazuron	×	×	○	○	△	○	△	○	△	×	×
Chlorothalonil	×	△	○	○	○	○	○	△	○	○	-
Cyromazine	-	△	○	○	△	-	△	-	-	△	-
Dichlofluanid	○	○	○	△	○	△	-	○	△	△	-
Diclocymet	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
Disulfoton	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	×
Diuron	-	△	-	○	○	○	○	△	○	○	○
Ethoxyquin	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○
Ethychlozate	×	×	△	×	×	×	×	○	△	△	○
Fenbuconazole	×	○	△	○	△	×	○	○	×	×	○
Fenpropimorph	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	○
Fluazinam	×	-	-	○	-	×	-	○	-	×	-
Fludioxonil	×	○	×	○	△	△	○	○	△	×	○
Fluthiacet-methyl	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Hexaconazole	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△
Hexaflumuron	-	-	○	○	○	×	△	○	△	△	○
Hexazinone	○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	-
Imazamethabenz-methyl ester	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Isoxaflutole	△	△	○	△	△	×	○	△	×	○	○
Methiocarb	-	○	○	○	-	○	○	○	○	△	-
Norflurazon	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
Phosmet	○	○	-	△	○	○	-	-	△	○	-
Phoxim	○	○	○	○	○	○	×	×	-	○	△
Pyraclostrobin	△	×	×	△	×	△	×	×	○	×	-
Triflumizole	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
Triflumuron	-	△	-	○	○	○	△	△	○	-	-

表3. 全ての農作物の添加回収が50%未満のもの

全ての農作物が50%未満	ブロッコリー	オレンジ	アスパラガス	ニンジン	ホウレンソウ	ゴボウ	マツタケ	カリフラワー	大豆	ごま	キビ
Acetamiprid	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Chloridazon	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Cinosulfuron	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Cycloxydim	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Fluroimide	×	×	△	×	△	×	△	×	×	×	×
Fluroxypyr	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Flutriafol	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Halosulfuron-methyl	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Iodosulfuron-methyl	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Metamitron	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Nitenpyram	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Nicosulfuron	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Omethoate	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Phenmedipham	×	-	△	-	-	-	-	△	△	×	×
Propamocarb	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Prosulfuron	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Pyrazosulfuron-ethyl	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Pyriproxyfen	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Rimsulfuron	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Spiroxamine	×	×	×	×	△	×	×	×	×	△	×
Tepraloxydim	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Thiacloprid	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Triflusulfuron-methyl	×	×	-	×	×	×	×	△	×	×	×
Vamidotion	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Zoxamide	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△

添加量：農作物に対して0.1µg/mL

n=3の平均値

各農作物 ○：50-150%

△：30-50%

×：30%未満

-：食品マトリックスの影響で正確な定量困難

表6

一年間といたために月の項目を挿入

品名の項目が統一されないうえに原則は大きなカテゴリにしました

フィルタ操作で絞り込む

違反項目についても検出値が入っているために違反内容コードでは絞り込めないために新規作成

輸入食品違反事例一覧 (平成17年)

月	品名	品名キーワード	製造者	生産国	違反内容	項目キーワード	担当検査所	原因	措置状況	備考
1月	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):たこ焼き	冷凍食品		中華人民共和国	指定外添加物(サイクラミン酸 12 μg/g 検出)	添加物	東京	調査中	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	命令検査
1月	生鮮グリーンアスパラガス	野菜・果実類		ニュージーランド	成分規格不適合(ジクロロロボス 0.32 ppm 検出)	残留農薬	成田空港	特定できず	廃棄、積み戻し等を指示(116C/T中73C1廃棄、残り保管)	モニタリング検査
1月	塩蔵エノキタケ	野菜・果実類		中華人民共和国	使用基準不適合(二酸化硫黄 0.050 g/kg 検出)	二酸化硫黄	門司	製造工程における添加物の管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	自主検査
1月	スッポン:活・養殖	水産		台湾	成分規格不適合(オキシトラスサイクリン 0.41 ppm 検出)	動物用医薬品	成田空港	餌における管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量販売消費済)	モニタリング検査
1月	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):かき揚げ	冷凍食品		中華人民共和国	成分規格不適合(大腸菌群陽性)	細菌	大阪	製造工程における温度管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量破棄)	自主検査
1月	乾燥しいたけ	野菜・果実類		中華人民共和国	使用基準不適合(二酸化硫黄 0.047 g/kg 検出)	二酸化硫黄	福岡	製造工程における管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量積み戻し)	自主検査
1月	漬け物: PICKLED VEGETABLE(GARLIC)	農産		中華人民共和国	使用基準不適合(安息香酸 0.53 g/kg 検出(原料中のしょう油に安息香酸を過剰使用))	使用基準	大阪	原材料における添加物の認識不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量廃棄)	自主検査
1月	キムチ: PICKLED VEGETABLE(GOMA NO HA)	農産		中華人民共和国	使用基準不適合(安息香酸 0.62 g/kg 検出(原料中のしょう油に安息香酸を使用))	使用基準	大阪	原材料における添加物の認識不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量廃棄)	自主検査
2月	冷凍ふぐ	水産		中華人民共和国	有毒魚(ドクサバフグ)	毒魚	下関	現地における魚種選別の不備	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	命令検査
2月	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱): FROZEN PIZZA TAKOYAKI	冷凍食品		中華人民共和国	指定外添加物(サイクラミン酸 53 μg/g 検出)	添加物	川崎	原料における添加物の管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	自主検査
2月	生鮮マンゴ	野菜・果実類		タイ	成分規格不適合(クロルピリホス 0.15 ppm 検出)	残留農薬	成田空港	調査中	廃棄、積み戻し等を指示(419C/T中276C/T回収、残り消費済)	モニタリング検査
2月	乾燥なす(FREEZE-DREID EGGPLANT)	農産		中華人民共和国	使用基準不適合(二酸化硫黄 1.5 g/kg 検出)	二酸化硫黄	広島	添加物における管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	自主検査
2月	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱): 未成熟さやえんどう	冷凍食品		中華人民共和国	成分規格不適合(クロルピリホス 0.02 ppm 検出)	残留農薬	大阪	現地における農薬管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量積み戻し)	命令検査
4月	調味料(オースマイチキンパウダー)	その他の食品		大韓民国	指定外添加物(ポリンソルベート 検出)	添加物	関西空港	製造工程における衛生管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量積み戻し)	自主検査
4月	加熱食肉製品(加熱後包装)(FROZEN PORK SAUSAGE)	畜産		中華人民共和国	成分規格不適合(亜硝酸根として 0.0776g/kg 検出)	使用基準	横浜	調査中	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	自主検査
4月	酢漬け漬け物(HERO PICKLED ONIONS)	農産		スイス	使用基準不適合(二酸化硫黄 0.048 g/kg 検出)	二酸化硫黄	東京	添加物における管理不足	廃棄、積み戻し等を指示(全量保管)	自主検査

保健所等検査機関と衛研・検疫所等との検査に関する情報交換と連携の意義

分担研究者 藤本 眞一 神奈川県秦野保健福祉事務所（秦野保健所）

研究協力者 小橋 清 北九州市立食肉センター（食肉衛生検査所）

研究要旨：16年度は保健所の検査機能の現状について調査したが、17年度は食肉衛生検査所の現状と課題、連携の実態と課題について、全国食肉衛生検査所協議会加入機関117ヶ所を対象にアンケート調査を実施した。その結果、①全ての機関がパソコンを配置し機関アドレスを有していた。65%の機関がホームページを開設したが、他機関のホームページを週に1度以上閲覧している機関は15%程度であった。②と畜検査を実施している保健所との交流が少ない事がわかった。③ほとんどの機関が「農林部局との連携・情報交流は不可欠である。人と動物の共通感染症・食中毒・動物用医薬品・薬剤耐性菌などの課題について貢献できる。」と答えた。④しかし、単独でウィルス検査・残留物質微量分析・類抗酸菌症研究が出来る所は少なく、半数は衛生研究所に依頼している。民間に依頼する体制も1割に満たず、9割が他の機関との連携・協力を求めている。等の実態が把握できた。また、と畜場のない自治体、保健所が検査している自治体、ホームページを開設している検査所のURL等の情報が把握できた。

A. 研究目的

保健所生活衛生課の一部門として実施されていた食肉検査は、「と畜場」の統廃合や高度検査機器整備のため、県市に1～数ヶ所の「食肉衛生検査所」を設置し組織を独立させた。全国組織として食肉衛生検査所協議会を設立し、情報交換や研修を行っている。近年、地域保健法の制定による新しい保健所業務の展開が求められ、対人サービスの充実強化に伴って、食品・食肉衛生を含む生活衛生業務の合理化が全国的に実施された。一方、平成8年のO157食中毒事件以来、口蹄疫、BSE、SARS、高病原性鳥インフルエンザなど海外悪性感染症による危機管理が重要課題となり、トレサビリティ・ポジティブリスト制度の導入などを背景に、「と畜検査業務」は益々高度化・効率化を求められている。消費者に安全で安心できる食肉を提供するための対策や正しい情報収集のための業務も重

要となっており、他の検査機関との連携も緊急の課題となっている。しかし、1検査所では解決が困難な課題も多く、厚生労働・農水省はじめ多くの行政機関・検査機関との連携、民間活力との協働などについても検討する時期に到っている。そこで、今年度は、「食肉衛生検査所」の現状と課題、将来的なあり方の構想などについて調査することとした。

B. 研究方法

全国食肉衛生検査所協議会の加入機関117ヶ所を対象にアンケート調査を実施した。

まずは全機関あてに依頼文書を郵送した。

追って、協議会登録メールアドレス宛てに依頼文書、調査用紙、回答用紙をメール送信し、メールでの回答を求めた。送付前に全国食肉衛生検査所協議会会長にお願いし、理事会での承認を得た。調査内容は、①と畜検査を担当している保健所情

報、②情報発信と収集の状況、③他の機関との連携の状況、④研修会・学会への参加状況、④今後のあり方など11の大項目及び詳細な214項目についての設問とした。(別添資料1)

メールアドレスの変更により送信できなかった機関には再度、郵送またはFAXで協力依頼した。FAX番号・所在地情報は、日本食品衛生協会が出版している平成17年度全国食品衛生行政担当者名簿から取得した。

C. 研究結果

(1) 全国食肉衛生検査所協議会に加入している117ヶ所の機関からメール、FAX、郵送で回答を得た。

設問が多かったので集計結果のまとめ表も多くなったが、今回は主な事項について報告する。

①と畜検査員のいる保健所との連携・情報交流の状況(表1)

合計21機関から「と畜検査員を配置している保健所情報」の回答があった。

保健所との連携・情報交流については、週1～2回は0%、月1～2回は5%、半数は年1～2回及び必要時であった。

②国との関係、自治事務としての認識についての意識の状況(表2)

もっと国は詳細な指示指導をすべきと回答したのは41%で、上意下達を望む意見は15%であった。一方、詳細な指示指導は不要と回答したのは51%であった。自治体と国は業務内容を異にしているが同等の立場で連携すべき協働者である(91%)、国は地方分権の推進・住民サービス業務推進のための支援とサポートを強化する責務がある(97%)と回答し、食肉衛生検査も自治事務として消費者サービス行政を推進すべきと回答したのは82%であった。

③情報発信の方法と実施状況(表3)

印刷物を配布している(76%)、衛生講習会を実施している(88%)、出前講演を実施している

(56%)、見学者の受入れ(76%)、ホームページを公開している(65%)など食肉衛生検査所内外への情報発信が強化されている。

④収集している情報の内容(表4)

業務に最も関係の深い「食品食肉衛生情報・感染症食中毒情報」は100%であり、BSE情報(98%)鳥インフルエンザ情報(99%)と畜場情報(96.6%)食鳥養鶏病情報(95.1%)と何れもと畜検査の周辺情報についての関心が強まっている。

⑤学会・研修会への派遣の状況(表5、表6)

厚生労働省・全国食肉衛生検査所協議会の関係する研修会は公務参加できる要素を含め参加機関が多いが、(100%)、学会関係の参加機関は半数程度(獣医公衆衛生学会(=66%)、日本獣医学会(=59%)、公衆衛生学会(=65.9%)であった。また、国の機関・先進自治体への長期派遣研修は低率(15%、3%)であったが、先進自治体への派遣研修は34%であった。

⑥、ホームページの閲覧状況(表7、表8)

週に1度以上閲覧しているのは36.3%であった。

良く閲覧されている機関は、厚生労働省食品安全情報(54.4%)、農林水産省消費安全局(45.8%)、食品安全委員会(45.5%)、動物医薬品検査所(38.4%)、プリオン専門調査会(29.9%)であった。

⑦今後の食肉衛生検査所のあり方(表9)

「取締りを強化すべき」の回答は41%であった。「と畜場関係者との連携を強化すべき」の回答は98.9%であった。また、農林水産部局との連携強化(97.9%)、トレサビリティーなど安全安心の提供(92.7%)、消費者サービス行政の推進(89.5%)、と畜場の開放&検査業務PR(79.9%)など「外側に向かっての業務」の必要性を認める傾向が大きくなっている。

⑧将来あるべき姿のイメージ(表10)

新しい業務の取組み状況、17年度の新規事業、18年度の事業計画、長期の事業計画について尋ねたところ、夫々14、28、26、8検査所からの記述意見が得られた。また、将来あるべき姿

のイメージについては41機関からの回答があった。HACCP手法による食肉センターの衛生向上、検査体制の充実、農林・生産サイドとの連携、消費者への啓発・情報発信など多くの貴重な意見が得られた。）

⑨新規の検査需要に応える体制（表11）

と畜場法の改正により新規にウィルス疾病が対象となり、また、残留物質のポジティブリスト導入により動物用医薬品の残留検査が必要となっている。これらの検査体制が整っているかについて尋ねたところ、70%以上の機関では確立できていない実態が判明した。ウィルス検査が出来るのはわずかに3%であった。意見欄に記入された意見の多くは、「国レベルでの検査支援体制の確立が必要」というものだった。

⑩他の検査機関への依頼検査体制（表12）

自州市の衛生研究所に依頼しているのは半数の49%であった。民間委託は10%未満であった。他の検査機関との連携が出来れば検査を依頼したいとの回答は85.6%にのぼったが、実際問題として依頼検査費用の予算確保が困難との回答が多かった。

(2) 最新の全国食肉衛生検査所名簿を作成

今回の調査によって得られた情報から、最新のホームページアドレス、メールアドレスを掲載した「全国食肉衛生検査所協議会加入機関名簿」を作成した。（別添資料2）

(3) と畜検査員担当保健所の名簿を作成

今回、と畜検査員を設置している保健所情報を調査した。回答された情報を整理し、「と畜検査員担当保健所名簿」を作成した。（別添資料3）

D. 考察

(1) 自治事務意識が高まった。

食肉衛生検査所でも自治事務としての施策を実施する傾向が強まってきた。上意下達を望む意

見(15%)よりも詳細な指示指導は不要と回答(51%)した機関が増えている。「業務内容を異にしているが同等の立場で連携すべき協働者」としての認識が広まり、自治意識の高まりと共にBSE啓発業務を通じた消費者視点が強まっていることを示していると思われる。

(2) 情報発信が強化されている。

数年前までの情報発信は、検査所間での業務概要の送付が主であった。BSE事件を契機に啓発の必要性が高まり、消費者に対する情報発信が強化されている。印刷物配布(76%)、衛生講習会実施(88%)、出前講演(56%)、見学者の受入(76%)、ホームページ公開(65%)等生産者、農林部局、消費者への情報発信が強化されている。

(3) 正確で迅速な情報把握の状況

不正確情報が氾濫する中、信頼性が求められる行政機関としては迅速に正確な情報を得られるシステムを保有し、広く住民に公開する責務を負っている。インターネットや学会などで最新情報を効果的に効率的に収集する能力は、今や行政実施能力と一体的な評価指標と言われている。「情報を征するものが時代の勝者」と言われる時代にあつて食肉衛生検査所が食の安全・安心の提供機関としての機能を発揮する責務は大きい。

34%の機関が先進自治体への派遣研修を実施している。これは地方分権推進に向けた課題が重要視されていることを示していると思われる。

(4) ホームページの閲覧状況

他機関のホームページの閲覧は、最新情報の探知とともに国内外の現状把握に有用である。

公文書通知よりも報道発表の方が早い時代である。情報探知と同時にインターネット検索が必要である。しかし、BSE対応で時間的余裕の無い状況が続いており、閲覧状況は不十分であるように思われる。

(5) 今後の食肉衛生検査所のあり方

戦後一貫して生活衛生業務は「取締り業務」を中心とする警察行政であった。

食肉検査では食肉の適否を瞬時に判断し、廃棄命令を下す性格から、今回の調査でも「取締りの推進」の回答は41%であった。一方、「と畜場の衛生管理、食肉の衛生的処理」が大きな業務になりつつあるが、取締り業務だけでは推進が困難である。「と畜場関係者との連携を強化すべき」と答えた機関は98.9%にのぼった。

また、農林水産部局との連携強化(97.9%)、安全安心の提供(92.7%)、消費者サービス行政推進(89.5%)、と畜場の開放&検査業務 PR(79.9%)など「外側に向かったの業務」の必要性を認める傾向が強まっている。

(6) 近年の事業と将来像

新しい業務の取組みが開始されており、将来像を描く傾向が始まっている。食品衛生行政全般についてのビジョンづくりの一環として進められている自治体・検査所もあり、この研究結果の報告書の配布により全国的にも展開が拡大していくことを願いたい。

(7) 新規の検査需要に応える体制

ウィルス検査や残留物質検査等の新規検査需要に応えられる検査所は少なく、依頼検査する予算確保も困難な状況が判明した。意見欄に記入された「国レベルでの検査支援体制の確立が必要」という意見について検討が必要である。

(8) 最新の全国食肉衛生検査所名簿を作成

近年のIT技術の進歩、行政のIT化推進を背景に、各自治体のホームページやメールのアドレスが変更となっており、1割近い機関との連絡が円滑に進まなかった。数度のやり取りの結果、最新の食肉衛生検査所の名簿が作成できた。全国食肉衛生検査所協議会に最新情報として提供したい。

また、北九州市食肉衛生検査所は全国食肉衛生検査所協議会情報ネットワーク委員会のメンバーでもあり、この名簿の提供と併せて、ホームページ掲載情報の更新についても提案したい。

(9) と畜検査担当保健所の名簿を作成

と畜検査員を配置している保健所の情報は、全国食肉衛生検査所協議会の加入機関名簿にも全国食品衛生行政担当者名簿にも掲載されておらず情報交流が困難であった。

今回作成した名簿を全国食肉衛生検査所協議会に提供し、加入促進を提案したい。

また、これらの保健所にも今回の調査結果を送付し、併せて、同様内容で追加調査を実施したい。

E. 結論

地域保健法制定、と畜場法改正、BSE特別措置法制定、牛トレサビリティ制度開始などを背景に、情報の収発信強化、高度検査の実施など食肉衛生検査所に求められている課題は大きく、また、緊急性を増している。今回の研究では、これらの課題についてどう考え対処しているかを把握し、問題点の抽出と課題の明確化を目指した。

検査体制の確立は緊急課題であるが、個々の自治体独自で体制整備するのは困難であり、個人的には全国的なサポート機関の設置、ネットワークの構築が必要と考えている。

また、先進自治体・検査所は、優れた情報発信を実施しており、全国的な指導をお願いしたい。

全国食肉衛生検査所協議会はホームページも開設している。今回の研究結果も基礎資料として利用していただき、今後の課題解決に生かしていただきたいと思う。

今回は食肉衛生検査所に対する調査であったが、依頼検査を受ける側の衛生研究所、検疫所などの検査機関に対する調査結果の報告及び共同研究、検査の受け入れ体制について調査する必要がある。

研究テーマである「保健所等検査機関と衛研・検疫所等との検査に関する情報交換と連携の意義」の研究を完成させるためにも18年度事業として取り組むべき課題である。

アンケート調査の対象は、全国食肉衛生検査所協議会に加入している117機関である。調査結果の集計については、全機関数に対する回答数で纏めたが、内容の傾向を見るための設問については回答数総計との比率で算出した。全て、「ある」、「はい」の回答の率で表した。

表1 「と畜場所管の保健所」との連携、情報交流の頻度

年1～2回	月～2回	週1～2回	必要時
42.90%	4.80%	0%	52.40%

表2 国との関係を含めた自治行政の認識

1 もっと厚生労働省は詳細な指示、指導をすべきである。	41%
2 従来、対物行政と言われてきた分野に関しては、国の能力、知見が優れてお 地方は上意下達の関係が望ましい。	15%
3 食肉衛生検査も自治事務で実施しており、詳細にわたる指示、指導は不要で	51%
4 国は国内外との調整、自治体は地域住民へのサービス提供など、業務内容 異にしているが、同等の立場にあり、協働者の関係である。	91%
5 食肉衛生検査所も自治事務として実施すべき業務であり、さらに、消費者に 接的なサービス行政を推進するべきである。	82%
6 国は地方分権の推進、地域住民へのサービス向上のための業務を円滑に推 ための支援とサポートを強化する責務がある。	97%

表3 情報発信している状況

印刷物配布	生講習会	出前講演	見学受入	HPの公開	ルマガ発信
76%	88%	57%	76%	65%	0%

表4 収集している情報の種類

食品・食肉衛生行政情報	100%
BSE情報	98%
鳥インフルエンザ情報	99%
感染症・食中毒情報	100%
と畜場情報	96.60%
食鳥・養鶏・鶏病情報	95.10%
その他()	

表5 参加している学会・研修会など

		公務扱い
厚生労働省主催の技術研修会	88.90%	98.10%
食肉衛生検査所協議会・部会研	87.20%	99%
日本獣医学会	39.30%	58.50%
獣医公衆衛生学会	67.20%	65.90%
公衆衛生学会	29.30%	37%
鶏病研究会	41.90%	57.10%

その他()		
--------	--	--

表6 長期の研修派遣

国の機関	他県へ派	先進地視	その他
15.40%	3.40%	34.20%	34.20%

表7 他機関のホームページの閲覧状況

毎日	殆ど毎日	週に一度	月に2~3度	年に数度	殆ど見ない	接続なし
3.90%	11.70%	12.60%	24.30%	36.90%	10.70%	0%

表8 個別のホームページの閲覧状況(週1回以上見られるている上位機関)

厚生労働省医薬食品局食品安全部、食品安全情報	54.40%
農林水産省消費安全局	45.80%
食品安全委員会	45.50%
動物医薬品検査所	38.40%
プリオン専門調査会	29.90%

続いて10%以上の視聴率だったのは、国立感染症研究所、感染症情報センター、動物衛生研究所・支所、個体識別センター、全国食肉衛生検査所協議会・加入機関HPであった。

表9 今後の食肉衛生検査業務のあり方についての意見

1 従来からの取り締まり行政を強力に進めるべきである。						41%
2 と畜場関係者との連携を強化すべきである。						98.90%
3 連携を強化すべき相手は、どの業界の人たちですか？						
		重要度1~2	#3~4	#5~6	重要度7	
①	と畜場管理者・荷受	45.20%	0.50%	1%		0%
②	解体従事者	42.60%	1.60%	1%		0%
③	内臓取扱業者	5.60%	35.90%	7.30%		1.50%
④	家畜生産者	5.60%	28.10%	17.20%		4.50%
⑤	家畜搬入者	3.10%	17.20%	33.60%		4.50%
⑥	食肉問屋	1.50%	12%	43.80%		9%
⑦	小売業者	1.50%	4.70%	5.20%		80.60%
⑧	その他					
4 と畜場を一般に開放し、食肉の衛生対策、検査の状況などをPRすべきである。						79.70%
5 一般消費者を視野に入れた、共に考えるサービス行政を強化すべきである。						89.50%
6 農林水産部局との連携を強化し、フードチェーン全体での安全、安心を目指す。						97.90%
7 トレサビリティ業務など安全安心対策には積極的に関わっていくべきである。						92.70%
8 その他						

表10 将来あるべき姿(記入意見)

検査所機能強化、衛生向上の課題
食の安全・安心の提供、HACCPに基づくと畜場・と畜処理の実践、と畜場の構造の改善、自主衛生管理体制確立のための助言、すべての検査に対応可能な検査体制整備、食肉業ととの連携を強化、ウイルス疾病検査体制の確立
生産側との連携強化、情報交流
生産者との連携の確立、畜産サイドの情報を含めた食肉の安全に関する情報の一元化、農場での疾病発生状況等をリアルタイムで把握するとともに、と畜検査結果をフィードバック生産性の向上を図る
消費者側への安全安心の提供、情報発信
食の安全・安心の提供、消費者のニーズを把握した行政対応、消費者の見学に耐えうる施設消費者への理解・PR,etc.啓発のための取り組み、消費者サービスを提供する仕組みづくり
その他
食検の持つ知力・技術力を広く一般に公開し、利用させたい、地域の臨床医学、公衆衛生学推進への寄与、地域に密着した研究所的イメージ、民間活用、
欧米と同様のミートインスペクター制度の導入とともに、獣医師の高度専門家養成。
獣医師は検査を管理・監督し、検査データを元に処分の判断を決定実行する立場への改革。

表11 前項で想定した業務を単独で実施できる体制にあるか？または、確立できるか？

1 ウイルスの検査体制は確立できているか。	3%
2 残留物質の微量分析の検査体制の確立できているか。	28.40%
3 類抗酸菌症との関連の研究は検査所でできているか。	15.50%
4 その他の意見()	

表12 他の検査機関との共同研究体制、依頼検査体制はあるか？

1 衛生研究所との業務分担により、依頼検査することとしている。	49%
2 一部の検査は民間の検査機関に依頼(委託)している。	9.20%
3 他の機関との連携が出来れば協力を求めたい。	85.60%
4 特に、他の機関との共同研究が必要だとは思わない。	6.10%
5 その他の意見()	

(別添資料1) 食肉衛生検査所に関するアンケート調査 設問集(要約)

I 貴州市の食肉衛生検査機関についてお尋ねします。

保健所所管の「と畜場」はあるか(保健所名、電話、FAX、Eメールアドレス)、どの程度の情報交流を行っているか、定例会議、必要時、「電話、FAX、Eメール」、その他

II 食肉衛生検査所の位置づけについての設問

「もっと厚生労働省は詳細な指示、指導をすべきである」、「従来対物行政と言われてきた分野に関しては、国の能力、知見が優れており、国と地方は上意下達の関係が望ましい」、「食肉衛生検査も自治事務で実施しており、詳細にわたる指示、指導は不要」、「国は国内外との調整、自治体は地域住民へのサービス提供など、業務内容と範囲は異にしているが、同等の立場にあり、協働者の関係である」、「食肉衛生検査所も自治事務として実施すべき業務であり、さらに、消費者に対する直接的なサービス行政を推進すべきである」、「国は地方分権の推進、地域住民へのサービス向上のための業務を円滑に推進するための支援とサポートを強化する責務がある」、その他意見

III 情報発信の現状についての設問

実施している情報発信の方法は、(印刷物の配布、衛生講習会、出前講演、見学受入、ホームページ公開、メルマガ発信の状況、「ホームページアドレス、検査所分メールアドレス、担当個人アドレス」、ホームページ更新の期間、その他

IV 情報収集の現状についての設問

「収集している情報の内容」、「研修会・学会などへの参加状況」、「先進地派遣研修など」、「他機関のホームページの確認状況」、その他意見

V 他の機関との連携の現状についての設問

「自治体内部での情報交換」、「連携、人事異動」、「中核市との交流」、「国の機関、大学・研究機関との連携」、「その他機関との連携」、その他意見

VI 今後のあり方についての考察

「従来からの取り締まり行政を強力する」、「と畜場関係者(と畜場管理者・荷受者、解体従事者、内臓取扱業者、家畜生産者、家畜搬入者、食肉問屋・買参者、小売業者)との連携強化」、「と畜場の一般開放」、「食肉の衛生対策&検査の状況のPR」、「一般消費者へのサービス行政を強化する」、「農林水産部局との連携を強化し、安全、安心を目指す」、「トレサビリティ業務など安全安心対策に積極的に関わっていく」、「具体的な事業計画(17年度事業、18年度事業、長期的計画、将来的ビジョン)」、その他意見

VII 食肉衛生検査業務推進のための情報収集についての設問

Q1 ホームページの閲覧状況(毎日、週に2~3度、週に1度、月に2~3度、月に1度、年に数度、殆どみていない)の7段階で回答を依頼

- 1 厚生労働省関係(医薬食品局食品全部食品安全情報、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立感染症研究所感染症情報センター、検疫所、成田空港検疫所(Forth)、輸入食品検疫検査センター、その他
- 2 農林水産省関係消費安全局、動物衛生研究所支所、動物検疫所支所、農林水産消費技術センター支所、地方農政局農政事務所、家畜改良センター、個体識別センター、動物医薬品検査所、その他
- 3 食品安全委員会(食品安全委員会、プリオン専門調査会)、その他
- 4 各県市食肉衛生検査所、東京都健康安全研究センター、環境衛生研究所、その他
- 5 協議会関係(全国食肉衛生検査所協議会、全国公衆衛生獣医師協議会、地方衛生

研究所全国協議会、その他

- 6 学会、研究会関係(日本獣医学会、獣医公衆衛生学会、地区学会、人と動物の共通感染症研究会、鶏病研究会、微生物病研究所、日本感染症学会、日本環境感染症学会、日本寄生虫学会、日本熱帯医学会、人獣共通感染症、日本医学会)、その他

- 7 獣医学科を設置する大学

- 8 法人関係(日本獣医師会、日本医師会、日本食肉消費総合センター、日本食肉格付協会、日本畜産副産物協会、日本環境衛生センター、予防衛生協会、日本養鶏協会、NPO食品保健科学情報交流協議会、その他

Q2 メーリングリスト、メルマガへの登録(感染症ML、JAS、地方衛生研究所ML、その他)

Q3 ホームページで収集している情報

- 1 国レベルの情報(厚労省・農水省・食品安全委員会の見解)、アメリカの情報、その他
- 2 検査技術に関する情報(新しい検査対象疾病の検査方法、検査値のバックグラウンド情報、家畜伝染病の検査結果の情報、家畜保健衛生所での検査情報、高度技術機器を必要とする検査の情報、新しい検査機器、検査方法の情報)、その他
- 3 疾病発生状況情報(全国的な家畜伝染病&人と動物の共通感染症の発生状況、搬入された家畜の生産地・出荷地域での発生状況、県内での家畜感染症等の発生状況、海外悪性感染症の諸外国での発生状況)、その他
- 4 他自治体における業務の概要(食肉検査の位置づけ、先進的業務の実績、研究論文などの実績、検査成績など業務の概要、自治事務としての位置づけ、独自の検査の実施方法など)、その他

Q4 その他の情報収集(他食肉衛生検査所への視察見学、食肉衛生検査所協議会・厚生労働省研修会などへの参加)、その他

VIII 食肉衛生行政の範疇と他の検査機関との連携についての設問

Q1 食肉衛生検査所の検査が、食品衛生全般にどう関わっていると思うか？

Q2 農畜産部局との連携はどの程度必要と思うか？

Q3 食肉衛生検査所の検査能力が他の業務に貢献できると思うか？

Q4 Q3で想定した業務を単独で実施できる体制にあるか？または、確立できるか？

- 1 ウイルスの検査体制は確立できているか。
- 2 残留物質の微量分析の検査体制の確立できているか。
- 3 類抗酸菌症との関連の研究は検査所でできているか。
- 4 残留物質の微量分析の検査体制の確立できているか。

Q5 他の検査機関との共同研究体制、依頼検査体制はあるか？

- 1 衛生研究所との業務分担により、依頼検査することとしている。
- 2 一部の検査は民間の検査機関に依頼(委託)している。
- 3 他の機関との連携が出来れば協力を求めたい。
- 4 特に、他の機関との共同研究が必要だとは思わない。

Q6 依頼(委託)できる他の検査機関の情報を整理・保有しているか？

IX 課題解決のための問題提起としての、ご意見があればご記入ください。

X 他の公衆衛生獣医師の団体との連携強化についてのご意見をお尋ねする設問

- Q1 公衆衛生獣医師の参加できる職能組織への加入率は(全国食肉衛生検査所協議会、公衆衛生獣医師協議会、食品衛生監視員協議会、日本獣医学会、日本獣医公衆衛生学会、日本獣医師会)、その他

X I 18年度の調査研究に対するご協力について